

措置公表年月日

当初 平成12年7月14日

2回目 平成13年12月14日

最終 平成15年5月30日

【特定のテーマ：北海道地方競馬特別会計について】

| 改善を要する事項 | 講じた措置 |
|---|--|
| <p>監査結果と改善意見</p> <p>1 ホッカイドウ競馬事業のあり方及び今後の方向性について検討を</p> <p>ホッカイドウ競馬事業の現状を十分把握認識したうえで、中央競馬及び各地の地方競馬への競走馬の提供を含む馬産振興、地域経済の維持及び雇用の確保等から判断して競馬事業の継続が道民の皆様から理解が得られるのかどうかについて、北海道議会等で十分な討議をされ、北海道競馬事業の方向性を速やかに検討して「北海道地方競馬特別会計」の本格的な改善を一日も早く実施されることを期待します。</p> <p>これまでの累積された借入金に対して、貸付利率は軽減されていますが借入利息を特別会計が負担しており、各年度の競馬事業損失を拡大しております。元金の償還の見込みすら立たない状況では、このような会計処理は現状を無視したもので正しい会計処理とは思われません。</p> <p>問題の先送りとも判断されますので累積借入金「平成12年3月では98億円程度」の解消を含めて本格的な解決を図ることを強くご提案致します。</p> | <p>ホッカイドウ競馬につきましては、北海道地方競馬運営委員会の答申を踏まえ、平成12年に「平成13年度から5カ年の間における赤字脱却を目指し、競馬運営の抜本的な改善に取り組み、その過程で、それらの成果を検証し、改めてそのあり方を判断する」ことを決定しました。</p> <p>平成14年度の発売額は販売計画額を下回ったものの、赤字額（一般会計からの借入額）は計画どおりの見込みとなったことから、概ね計画を達成したとの運営委員会の判断や道議会での議論を踏まえ、平成15年度は、平成14年度以上の運営改善を図ることで、運営計画を策定し、事業に取り組むこととしています。</p> <p>また、現在、国は「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において、平成15年9月を目途に今後の我が国の競馬のあり方及び経営改善方策等について、法改正を含め検討していることから、この結果や北海道競馬が行ってきた運営改善の成果を検証するなど、今後、競馬事業のあり方を判断してまいります。</p> <p>なお、一般会計の一部借入金の利息については、平成13年以降は免除することとしました。</p> |
| <p>2 北海道地方競馬特別会計に係るアカウントビリティの充実を</p> <p>競馬事業に関連する全ての情報を道議会や道民の皆さんに公表して、ホッカイドウ競馬事業の今後のあり方及び改善の方向性についてご検討下さい。</p> | <p>競馬事業関連予算については、一般会計から「北海道地方競馬特別会計」への貸付金の額も含め、平成12年度から道のホームページなどを利用して公表することとしました。</p> |
| <p>個別の監査結果と改善意見</p> <p>1 一部事務組合方式による事業経営を検討されてはどうか</p> | <p>一部事務組合への移行については、ホッカイドウ競馬の単年度収支の均衡が図</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1) 一部事務組合方式による事業形態の変更を 道営競馬は、北海道農政部所管の競馬管理室及び競馬事務所並びに北海道が行うホッカイドウ競馬の運営を専門的にサポートしている社団法人北海道軽種馬振興公社によって運営されていますが、競馬管理室及び競馬事務所の職員は北海道庁の一般行政職の職員ですから、専門職でなく、一般の人事ローテーションのもとで配属されており、競馬事業を経営する専門経営者及び専門的知識を有する人材を中長期に配属するには限界もあります。競馬事業は収益事業であり、民間企業が採用している中長期に基づく経営計画を策定し、業績評価制度等を反映した企業会計的な発想で運営されることが望ましいと考えます。</p> <p>改善計画においても取り上げられているとおり、収益事業としての競馬運営を確立するのに相応しい組織運営体制として、他県で行われている一部事務組合方式の運営状況などを調査されるとともにその可能性を鋭意検討すべきです。</p> <p>なお、一部事務組合の会計方式は、自治体と同じですが、少なくとも収益事業としての経営管理を実施すべきです。</p> | <p>られることが前提条件となっていることから、今後、競馬事業のあり方を判断する過程の中で検討してまいります。</p> |
| <p>2 問題を先送りしている一般会計からの借入金及び借入利子について (1) 「北海道地方競馬特別会計」の一般会計への借入金償還は、不可能ではないかと考えられますので、借入金処理という問題の先送りはやめて、一般会計の財源などで累積された借入金の解消を適切に処理すべきと判断いたします。</p> | <p>借入金の解消については、今後、競馬事業のあり方を判断する過程の中で検討してまいります。</p> |
| <p>(2) 長期借入金利子などを「北海道地方競馬特別会計」が負担する会計処理は、競馬事業にとって負担能力を喪失しておりますので、このような会計処理はやめるべきと判断いたします。</p> | <p>一部借入金の利息については、平成13年度は免除することとしました。</p> |
| <p>3 競馬事業会計の全体像を明らかにして検討を 競馬を開催するに当たって必要な運営費用は、北海道地方競馬特別会計で計上されておりますが、この他に競馬事業の全体的企画立案を行う競馬管理室の一般管理費や競馬場の設置や撤退等の臨時的な支出及びトレーニングセンターに係る固定資産税については、一般会計により支出されています。競馬事業収支の全体像を把握するためには、両者を含めて検討する必要があります。</p> <p>また、社団法人北海道軽種馬振興公社に対する補助金のうち固定資産相当額に対する補助金は、経常的に発生</p> | <p>一般会計で補助金として負担していた固定資産税につきましては、平成15年度から特別会計で負担することとしました。</p> <p>また、競馬事業の一体的な推進を図るため、農政部競馬管理室を平成13年度に廃止し、競馬事務所に企画部門を新設しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>する事業費であるため、北海道地方競馬特別会計が負担すべきものと考えます。</p> | |
| <p>4 業績管理を徹底するためにも予算・実績管理が重要です</p> <p>(1) 予算編成について</p> <p>予算については、北海道財務規則の定めに従って編成されており、予算の内容については必要事業費を積み上げ、細かく積算されております。しかし、当該予算は、「北海道地方競馬特別会計」の全体予算であり、各本場、場外ごとに予算を区分して編成しておりません。</p> <p>各本場、場外売り場ごとに、勝馬投票券収入計画を立て、競馬開催費用についても費用発生場所別（コストセンター）に区分して、速やかに次年度以降の予算編成に反映させることが大切です。</p> | <p>平成12年度の予算編成にあたっては、場別に収入計画を積算するとともに、開催費についても場別に区分し、それぞれ収支分析を行い、その結果を予算編成に反映させるよう改善を図っており、平成12年度においては、不採算場外となっている静内場外発売所を休止することとしました。</p> |
| <p>(2) 予算統制について</p> <p>平成10年度より北海道の財務システム（トータルシステム）とは別に会計ソフトを購入し、独自に本場・場外毎に発生事業費を一部把握されておりますが、財務システムの一部変更により対応できるものかご検討ください。</p> | <p>財務システムの変更の可能性について検討した結果、費用が高額となることや利用が競馬会計に限定されるなどから実施を見送りましたが、購入済の会計ソフトを活用することとしました。</p> |
| <p>競馬事業は、原則的に営利事業でありますから、経営判断に必要な情報を必要なときに取り出すことが出来るようにする必要があります。本場開催のたびに事業収支を、適時に把握することは経営の基本です。</p> | <p>事業収支については、開催場ごとに計画と実績の収支比較をするため、開催回ごとにデータを集計し、収支動向の把握に努めてまいります。</p> |
| <p>競馬開催費の主要部分を占める委託費等については、その内容（清掃業務、警備業務、施設保守等）に応じて事業費を把握して、予算執行差額の原因分析を行うことが必要です。</p> | <p>委託費等については、予算執行差額の原因分析を行い、予算編成や契約時の価格積算に反映させるよう努めてまいります。</p> |
| <p>(3) 本場別・場外売り場別等の収支管理によって業績管理の充実を</p> <p>本場別、場外売り場別など、それぞれの収支状況を分析するとともに予算編成、予算統制を行うことなどが必要であり、そのためには収支管理を適切に行うことが重要です。</p> | <p>競馬収支の管理については、場別収支の把握に努めるとともに、発売額の状況に応じた歳出予算の執行管理を行い、効率的な事業運営に取り組んでまいります。</p> <p>また、前述のように静内場外発売所を休止するなど、予算編成にも反映させることとしました。</p> |
| <p>5 帯広、岩見沢の巡回開催廃止による撤退補償費等につ</p> | <p>撤退補償費等については、道の補償対</p> |

| | |
|---|---|
| <p>いて</p> <p>(1) 帯広、岩見沢の巡回開催廃止による撤退補償費等の会計処理について</p> <p>撤退補償費等については、平成10年度から12年度にかけて行われる予定であります。単年度毎に歳出処理が予定されており、撤退補償費等を債務負担行為として認識されておりません。</p> <p>しかし、平成9年2月の道営競馬運営改善推進方策により、帯広、岩見沢の巡回開催を廃止し、競馬場所有者等に対し平成10年度から12年度にかけて金額の明示はありませんが、撤退補償費等を支出することが平成10年4月に通知されていることからすると平成10年度予算では債務負担行為として取り扱うことが妥当であったと考えます。</p> | <p>策の内容について平成10年4月に関係団体に示しておりますが、予算編成時点では相手方と交渉・合意がなされておらず、また、補償費等の額についても相手方の事業内容や年度別計画がこの時点では未定であり、毎年度決定することとしていたことから、債務負担行為としなかったものですが、今後、同様の費用が必要となる場合には、債務負担行為とすることについても検討した上で会計処理をすることとしました。</p> |
| <p>6 勝馬投票券発売額の増収に工夫を</p> <p>(1) 専用の門別競馬場の競馬開催日増加によって勝馬投票券発売額を増加させる方策の検討を</p> <p>札幌競馬場を中心とする開催は、集客力の魅力等がありますが、中央競馬との日程上の問題などの制約がありますので、門別競馬場に魅力ある設備等を充実させて増収を図ることを検討して下さい。</p> | <p>農政部内に設置した「北海道競馬検討会議」において検討した結果、競馬の運営改善を図るためには、札幌競馬場での開催日数を増やすべきであるとの結論が出されたところであります。</p> <p>また、門別競馬場の取り組みについては、今後とも検討してまいります。</p> |
| <p>(2) 電話投票システムについて</p> <p>ホッカイドウ競馬における今後の電話投票システムについて</p> <p>勝馬投票券収入の長期低落傾向に歯止めをかけるための一つの方策として新たな在宅投票システム(PAT方式)の積極的な導入の検討が必要な時期ではないかと考えます。</p> | <p>電話投票システムにつきましては、単独でPAT方式を導入することは多額の投資が必要であるため困難であります。平成13年度から全国9カ所の地方競馬主催者が参画している地方競馬共同在宅投票システム(Dネット)に加入し、全国の加入会員にホッカイドウ競馬の勝馬投票券を購入していただくこととしました。</p> |
| <p>(3) 競馬ファンの利便性を考慮した場外発売所等の開設について</p> <p>競馬ファンの利便性、客層の変化などに対応した発売所、在宅投票システムの充実を図るなど勝馬投票券発売額及び競馬参加者の増加のため方策を前向きにご検討下さい。</p> | <p>平成13年度から自動発売機などによる小規模で低コストな施設を整備し、競馬ファンの利便性を考慮した「ミニ場外発売所」を設置することとしました。</p> |
| <p>7 旭川競馬場の使用料について</p> <p>(1) 競馬場使用料の一部が毎年先送りとなっていることについて現在の競馬場使用料は、契約期間が、昭和61年4月19日から平成13年4月30日までであり、支払期限は毎年4月末及び10月末の年2回となっています。旭川競馬場の本場開催月も毎年5月から9月となって</p> | <p>旭川競馬場の賃貸借契約は、借上げ期間を基礎とした支払条件とはしておらず、所有者が施設建設時に要した借入金償還額等を積算基礎に、ばんえい競馬主催者と道がそれぞれ負担分を支払うこととしており、道では平成13年度までの債</p> |

| | |
|--|--|
| <p>おり、最初の支払日が昭和61年10月31日であることを考え合わせ、支払い条件から使用料は「後払い」と考えられます。</p> <p>また、支払額も最初の支払分を除き、上記と同様に毎年4月払い分が、年間支払額の70%強となっており、支払日の属する年度の歳出として処理されております。</p> <p>各年度の収支実績を把握するためには、収入に対応する歳出を集計することが必要であることから、各年の4月末支払期限の分は、3月中の歳出予算に折り込み整理することが妥当な処理だったのではないのでしょうか。</p> | <p>務負担行為として議決し、計画的に支払っているものであります。</p> <p>今後、同様の案件が生じた場合には、誤解を招くことのないような契約とするよう検討することとしました。</p> |
| <p>(2) 競馬場使用料の改訂について</p> <p>現在の使用料は、昭和61年4月19日の契約締結時に合意した金額となっております。当該使用料の最大の項目は、施設建設資金の償還に係わる元利金相当額であり、その金利は、7.8%となっております。</p> <p>従来、所有者に対しては、賃借料の交渉をされてきましたが、現在までのところ実現されておられません。金利水準は近時低下し超低金利が継続していることから、金利水準の低下に見合う賃借料の改善の余地があったのではないのでしょうか。賃貸借契約書の第11条には、「この契約に定めのない事項については、必要に応じ協議して定める」旨の条項が付されております。当該契約期間は平成13年4月30日までであり、今後更に当該契約を更新する際は、「一定の事項が生じた場合は現在の賃料を見直す」旨の条項を盛り込むことについてもご検討下さい。</p> | <p>競馬場使用料については、平成13年度の競馬開催計画に基づき旭川競馬場の賃貸借契約を新たに締結する場合に、賃料の見直し条項について検討することとしました。</p> |
| <p>8 競走馬輸送費補助金について</p> <p>平成9年度の予算策定時の時点では、日本中央競馬会施設賃借料の減免措置を受けることが見込めなかったため、輸送競馬ではさらに、当該使用料及び賃借料の相当額が節減可能と考えられ、輸送競馬の有利性が明かであると判断されておりました。</p> <p>しかし、実際には平成9年度より日本中央競馬会施設の賃借料は、土地については無償、施設設備については通常使用料の1/10とする減免措置を受けたことから平成9年度の輸送競馬の大幅な有利性は大きく縮減されております。このような状況では、輸送競馬に係わる歳出実績を当初の経費見積額と比較し、実際に輸送競馬が有利であったことを確認することが必要であったのではないのでしょうか。</p> <p>また、平成10年度は、前年が岩見沢から札幌への輸送</p> | <p>平成12年度の予算編成に当たって、輸送競馬の採算性について比較検討を行った結果、輸送競馬の優位性が認められたため、平成12年度についても輸送競馬を実施することとしました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>競馬に対し、門別から札幌への輸送競馬であることから輸送費の増大が予想され、なお、輸送競馬の有利性が維持されているか否か慎重に検討すべきものであったと考えます。前年の経験及び比較分析結果を生かすために、実績値の把握と当初見積との比較分析等を実施し、これを次年度以降の予算策定に反映させていくことが必要ではないでしょうか。</p> | |
| <p>9 社団法人北海道軽種馬振興公社に関する検討事項</p> <p>(1) 退職給与引当金について</p> <p>職員に対する退職金支払の確実な財源を確保するためには、会社都合要支給額（年度末に職員全員が会社の都合で退職したと仮定した場合の必要金額）を繰入れるのが最も望ましい基準であります。最低限自己都合要支給額（年度末に職員全員が本人の都合で退職したと仮定した場合の必要金額）の100%を計上すべきであります。</p> <p>職員が退職するときに、北海道からその都度補助金を受けて退職金を支出するのは、現金主義に基づく会計であり、公益法人会計でも適切な会計処理とはいえません。</p> <p>平成10年3月31日現在の状況では、会社都合要支給額307,659千円、自己都合要支給額233,144千円に対し、退職給与引当金の残高は48,543千円でありそれぞれ259,116千円及び184,601千円不足しています。</p> <p>今後、北海道地方競馬特別会計において、同公社が行う退職給与の毎年度発生額及び過年度の退職給与引当金計上不足額の段階的、計画的な計上が可能であるかご検討下さい。</p> <p>(2) 固定資産(基本財産)の減価償却について</p> <p>北海道地方競馬特別会計で同公社が行う減価償却費相当額の特定預金への積立額の負担が可能かどうかご検討下さい。</p> | <p>(1)及び(2)について</p> <p>退職給与引当金及び減価償却費の積み立てについては、当面、道において必要の都度措置することとしました。</p> |
| <p>(3) 門別競馬場の権利関係について</p> <p>門別競馬場の権利関係は複雑であることから、同公社が競馬施設をホッカイドウ競馬振興(株)より賃借し、当該施設を北海道にさらに貸与することをご検討下さい。</p> | <p>公社は、競馬場施設建設時に用地をホッカイドウ競馬振興(株)に貸与しており、当該土地をさらに北海道に貸与することは適切でないと考えられることから、道としては従前どおり施設所有者である北海道競馬振興(株)と直接貸借契約を締結することとしました。</p> |
| <p>(4) 門別競馬場の運営費用について</p> <p>社団法人北海道軽種馬振興公社の事業の業績評価を明らかにするため、門別競馬場の運営管理事業・道営</p> | <p>門別競馬場の運営費用については、道営競馬開催費用、競馬場の管理費及びトレーニングセンターの管理事業費に区別</p> |

| | |
|--|----------------|
| 競馬全般の支援事業・トレーニングセンター事業それぞれに係わる収入及び事業費をより正確に区別し管理することが必要です。 | し、管理することとしました。 |
|--|----------------|